

知ってますか？道の「苦情審査委員制度」

- 道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、【北海道苦情審査委員制度】です。
- 皆さんに代わって、「苦情審査委員」が中立的な立場で、道の機関に対し、必要な調査等を行います。
- 審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。
- 審査結果までは、およそ2カ月です。
- 皆さん自身の利害に係わる苦情であれば、「苦情審査委員」に申立てができます。
- もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。
 - ①苦情申立の窓口は、道庁の『道政相談センター』か各総合振興局（振興局）の『道政相談室』です。
 - ②苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています。
 - ③ホームページからでも申立書をダウンロードできます。
 - 道トップページの「組織から探す」の本庁各部・局
 - 総合政策部
 - 知事室道政相談センター
 - 道政相談センターのページ
 - 2 苦情審査に関すること（北海道苦情審査委員制度）
 - 4 苦情申立てについて（申立書はこちら）
 - ④申立方法は、「苦情申立書」に苦情等を記載し、郵送、ファックス、メールで提出してください。
 - ⑤問合せ
 - ・北海道総合政策部知事室道政相談センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 - ☎ 011-204-5523（内線21-706） FAX 011-241-8181
 - E-mail kujyou.koueki@pref.hokkaido.lg.jp
 - ・各総合振興局（振興局）地域政策部道政相談室



ご家庭における節電のお願い

平素より弊社事業にご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日頃から、節電にご協力いただき重ねて御礼申し上げます。

この夏におきましては、さまざまな電力需給対策に最大限取り組むことにより、電力を安定供給するうえで最低限必要な供給予備力は確保できる見通しです。

しかしながら、今夏の需給見直しには、ご家庭や企業における節電の定着分を織り込んでおりますので、お客さまには、引き続き無理のない範囲での節電に、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



ご家庭で節電をお願いしたい期間・時間帯

7月1日(水)～9月30日(水)

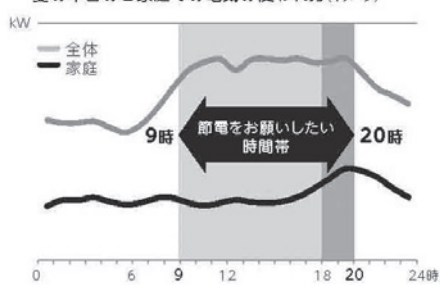
※お盆期間(8月13日および14日)を除く。

平日9時～20時

特にご家庭においては、電気のご使用が増える夕方以降(18時～20時)の時間帯のご協力をお願いします。

なお、この夏の需要として見込んでいる定着節電量の水準(2010年度最大電力比:▲7.1%)を目安に節電をお願いいたします。

夏の平日のご家庭での電気の使われ方(イメージ)



出典：資源エネルギー庁推計

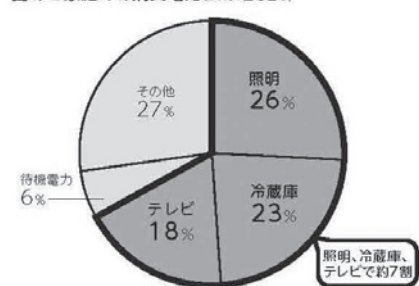
節電にご協力いただきたい電気製品

照明、冷蔵庫、テレビなどを中心に、普段からお使いの電気製品について節電のご協力をお願いします。また、外出の際には待機電力等の削減もお願いします。

ご家庭において夏の20時頃、在宅世帯では平均で約700Wの電力を消費しており、**照明、冷蔵庫、テレビで約7割**を占めています。

外出中の場合でも、冷蔵庫、温水洗浄便座、待機電力などにより、平均で約200Wの電力を消費しています。

夏のご家庭での消費電力(20時、在宅世帯)



出典：資源エネルギー庁推計

